

公 募 公 告

下記のとおり使用許可の相手方を公募する。

令和6年2月1日

法務省所管国有財産部局長

瀬戸少年院長 髭右近 竜 紀

1 公募に付する事項

- (1) 件 名 清涼飲料水等自動販売機の設置業務
- (2) 業務内容 清涼飲料水等自動販売機の設置
- (3) 募集台数 缶・ペットボトル飲料自動販売機 1台
- (4) 設置期間 令和6年4月1日から翌年3月31日まで

2 設置場所

愛知県瀬戸市東山町14番地 瀬戸少年院庁舎
1階 2.1㎡

3 国有財産の使用許可

業務を行う者は、瀬戸少年院長に対し使用許可の申請を行い、業務に係る国有財産の使用許可を得るとともに、提案使用料に相当する金額の使用料を支払わなければならない。

4 公募資格要件

- (1) 予算決算及び会計令（以下「予決令」という。）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、予決令第70条における特別の理由がある場合に該当する。
- (2) 国税、地方税及び労働保険料等公租公課を完納していること。
- (3) 経営の状況又は信用が著しく悪化していないと認められる者であり、適正な業務の履行が確保される者であること。

- (4) 良質な商品及びサービスを提供できる能力と実績を有すること。
- (5) 法人等（個人、法人又は公共団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）ではないこと。
- (6) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしている者ではないこと。
- (7) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど、直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している者ではないこと。
- (8) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしている者ではないこと。
- (9) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者ではないこと。
- (10) 暴力団又は暴力団員及び(6)から(9)までに定める者の依頼を受けて公募に参加しようとする者でないこと。

5 募集要項等の交付期間及び交付場所等

関係書類の交付及び個別説明を下記のとおり行うので、公募参加希望者は、交付場所まで来庁し、書類の交付及び説明を受けること。

- (1) 交付期間 令和6年2月1日（木）から同年2月26日（月）
（土日祝日を除く。午前9時00分から午後4時00分まで。）
- (2) 交付場所、愛知県瀬戸市東山町14番地
瀬戸少年院 庶務課用度係
電話 0561-82-3195

6 提案書等の提出

本公募に参加を希望する者は、企画提案書、国有財産使用料提案書等、募集要項に定める提出書類を作成し、提出すること。

- (1) 提出期限 令和6年2月29日（木）午後5時00分まで
- (2) 提出場所 上記5(2)に同じ
- (3) 提出方法 持参又は郵送（書留郵便等配達記録が残るもの。提出期限内必着。）とする。

7 営業業者の決定方法

提案内容及び営業実績等を総合的に審査の上、業者を決定する。

8 公募の無効

本公告に示した公募参加資格のない者からの申込み及び募集要項に定める提出書類に不備がある申込みは、無効とする。